

○大府市社会教育活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大府市社会教育活動補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 大府市地域婦人団体連絡協議会及びその所属団体の実施する学習活動の奨励に係る事業
- (2) その他市長が社会教育の振興に寄与すると認めた事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業計算書又は予算書
- (3) 規約又はこれに類する規程
- (4) 役員名簿

(実績報告)

第6条 申請者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施書
- (2) 事業計算書又は決算書

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費		内容
報償費		講師等の派遣を受けた場合の講師の謝礼、会員以外に対する記念品その他事業を行うために必要な謝礼
旅費		講師等の派遣を受けた場合の講師の旅費その他事業を行うために必要な旅費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	講師等の派遣を受けた場合の講師の飲食物経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費
	燃料費及び光熱水費	事業を行うために必要な燃料費及び光熱水費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費		事業を行うために必要な通信運搬費、手数料又は保険料
委託料		案内看板の設置委託料等
使用料及び賃借料		事業を行うために必要な場所、自動車、機器等の使用料又は借上料
備品購入費		事業で使用する備品等の購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
負担金及び補助金		事業を行うために必要な研修負担金又は学習活動に対する奨励金
その他		上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費